

# 近世中期における甲斐国陰陽師の動向

西田 かほる

文化政策学部 国際文化学科

江戸時代、甲斐国巨摩郡小笠原村（現山梨県南アルプス市）には、吉田出羽という陰陽師がいた。出羽は宝暦四年（一七五四）に陰陽道の本所である公家の土御門家から、巨摩一郡の小頭役と一国の惣押役に任じられた。この出羽が明和六年（一七六九）に居村の長百姓藤右衛門を相手取る訴訟を起こした。きっかけは出羽の自作地における小作金の滞納問題であったが、出羽、藤右衛門、村方百姓、陰陽師仲間らの主張を検討するなかで、上下帯刀の着用といった陰陽師としての身分のあり方や、村方と陰陽師との関係、出羽の小頭としての役割などについて考察した。

## はじめに

近世の陰陽師に関する研究は、梅田千尋と林淳によって牽引されてきた。陰陽道の本所である公家の土御門家の活動や天文暦術の知識をはじめ、同家が全国の陰陽師の組織化をはかっていた過程を、幕府政策との関連や家職争論を通じて詳細に検討している。さらには畿内近国や尾張国、三河国などに居住する陰陽師の生業や仲間組織、社会的位置づけを明らかにした<sup>(1)</sup>。それらを見ると、陰陽師の存在形態は、当然のことながら地域社会のあり方によって異なっている。近世における陰陽師を考察する上では、さらに個別地域の事例を積み重ねていく必要がある。そこで、本稿では甲斐国の陰陽師を取り上げ、その実態を検討する。

文化十一年（一八一四）成立の『甲斐国志』「人物付録 第十一」の「博士」の項には、博士（陰陽師）は「売卜筮祈禱ヲ為業者ナリ」とあり、中郡筋二日市場村、同筋乙黒村、西郡筋小笠原村、同筋在家塚村にあるとする。その他、栗原筋西後屋敷村に博士を記している<sup>(2)</sup>。安永期（一八世紀末）までの甲斐国の陰陽師らの居住地および人数は【表1】に示したとおりである。これら陰陽師のうち、巨摩郡西郡筋小笠原村（現山梨県南アルプス市）に居住する吉田出羽は、宝暦四年（一七五四）に陰陽道の本所である公家の土御門家から、巨摩郡の小頭役と一国の惣押役に任じられた。本稿では、この吉田出羽と小笠原村の長百姓藤右衛門との間でおきた明和期の争論を軸に、当時の甲斐国の陰陽師を取り巻く状況と、陰陽師の身分について論じていくことにする<sup>(3)</sup>。

## 1章 小笠原村と陰陽師

### 1節 小笠原村の概要

まず、吉田出羽が居住していた小笠原村を概観しておく。元文二年（一七三七）の「村指出明細帳」によれば<sup>(4)</sup>、小笠原村の村高は四九七石四斗余、家数は一七九軒であり、枝郷として枇杷池（家数一九軒）・柿

【表1】安永期までの甲斐国陰陽師・万歳・神子数

国郡	筋	村	年	職分等	人数	出典
甲斐国	—	—	天和・貞享 1687	陰陽家	24人	堀田家
			享保元 1716	陰陽家	18人	堀田家
			元文元 1736	陰陽家	12人	堀田家
山梨郡	栗原筋	西後屋敷村	享保9 1724	博士 万歳 神子	4人 96人 114人 (105人万歳妻子)	村明細帳
			明和元 1764	博士 万歳 神子	4人 58人 95人	村明細帳
巨摩郡	北山筋	千塚村	明和7 1770	陰陽師	1人	堀田家
			甲府西一條町 宝暦4 1754	貢納料受取	1人	堀田家
	中郡筋	乙黒村	安永6 1777	博士	7軒26人 (男14・女12)	資料叢書
			二日市場村	寛延4 1751	博士	6軒20人 (男9・女11)
	[太夫] 神子・ あずさ神子	9軒 (男16・女18) 女29人 (博士・太夫女之分)				
	西郡筋	小笠原村	元文元 1736	陰陽師	11家	堀田家
元文2 1737			陰陽師	9軒41人 (男21・女20)	資料叢書	

神子は陰陽師・万歳・太夫の妻子のみ  
[ ]は欠損、推定（なお、太夫数は参考）

平（家数七軒）があった。信濃国と駿河国を結ぶ往還沿いにあり、毎月六度の市が立っていたが、近年では極月ばかりになったという。往還沿いは上町・中町・下町に分かれ、用心番屋が中町に一ヶ所、上下に二ヶ所ずつ計五ヶ所置かれていた。村内には、五ヶ寺・二堂、神主一人のほか、浪人二人、医者一人、山伏七人をはじめ、大工などの職人九人、穀屋・布買・青物売などの作問商人が五七人、信州馬宿二軒があった。さらに博士九軒（高持）四人と、穢多一三軒（高持一〇軒・水呑三軒）六一人がいた。ただし『甲斐国志』には小笠原村に穢多是記されず<sup>65</sup>、猿引が「戸一九〇五十五男三十一・女廿四」記されている。概していえば、小笠原村は駿信往還沿いの町場化した村であり、近隣きつての繁華な場所であった。支配は当初幕府領であったが、元禄期から甲府家領、甲府藩領となり、享保九年（一七二四）に再び幕府領となった。争論のあった明和から安永期（一八世紀後半）は、上飯田代官支配であった。

小笠原村の陰陽師については、山本義孝が同村の立地と安永四年（一七七五）に記された「小笠原旧事記」をもとに考察している。小笠原村が御勅使川扇状地の扇端を流れる天井川の滝沢川沿いに発達したことや、安倍清明が村境に三つの井戸を掘った（東町屋、枇杷池、十日市場村分五別当）という伝承をあげ、陰陽師が治水を通じて地域社会の開発にあたったとしている。さらに中世に駿信往還に沿って発達した町屋が天正一〇年（一五八二）に織田・徳川連合軍によって焼き尽くされると、復興した町屋を守護するために鬼門の方角に陰陽師を集め、十王堂が置かれたという記述にも着目している。一七世紀半ばに駿信往還が整備され、町屋が西に広がると、鬼門に集住していた陰陽師や修験者は広がった街区に分散し、旧地は猿引が集住する区画として残ったとした。山本は治水と町の構造から、陰陽師が小笠原村に居住していることの意味を明らかにしたのである<sup>66</sup>。

またこの地域の特徴として、隣村下宮地（現山梨県南アルプス市）の三輪明神の存在がある。三輪明神の祭神は、四月から霜月まで里宮である同社に鎮座し、霜月から四月までは上宮地村の山宮に鎮座した。その遷幸神事のうち四月初卯日は西御幸と称される祭礼であり、近世では甲斐国の公祭とされていた。小笠原村は三輪明神の旧社領域で、西御幸の際には必ず同村で神輿を休めたという。他所の事例などと照らし合わせると、ここに所在した陰陽師は、もともと三輪明神に関わる社人であった可能性が高いのではないかと思われる<sup>67</sup>。

## 2節 陰陽師吉田出羽

小笠原村に実際にいつから陰陽師がいたのかは定かではない。文化二年（一八〇五）に吉田出羽の息子吉田采女介が記した「因由書」では<sup>68</sup>、

安倍清明（九二一—一〇〇五）が甲斐国に下向した際に随従し、当地に居住した吉田某が太祖という。下って、天正七年（一五七九）に武田勝頼が吉凶占いのために召した「吉田左近大夫」（「武田三代記」にある「博士吉田守敬齊」を「我祖」と記している。吉田出羽は明和七年（一七七〇）に、小笠原村に八〇〇年あるいは「七百六拾何年」住居していると述べていることから、安倍清明との関係を念頭においていたのであろう。ただし、これより前の宝暦末年頃（一七六〇頃）に記されたと思われる覚書には<sup>69</sup>、陰陽師が小笠原に居住したのは六六〇年ほど前とあり、小笠原氏の氏祖である小笠原長清（一一六一—一二四二）屋敷の鬼門に一町四方の拝領屋敷を頂戴し天文役を勤めた雨宮右近・吉田左近の末流であるとする。その雨宮右近と吉田左近を名乗る陰陽師は二〇年前までいたが、雨宮は一五、六年前（延享頃）甲府城鎮守府中八幡宮神主今沢大進の下で社家となり、吉田は三年前に死去し、後継ぎが幼年で職分が立たないと述べている。この記述からは、陰陽師が小笠原村に居住するようになったのは一七世紀からであり、吉田出羽の家と吉田左近の家も別の系譜のようである。

また因由書によれば、近世では甲府城代へ夏至・冬至の祈禱と御祓献上を行っていたところ早晚中絶し、享保九年（一七二四）から復して武運長久祈禱の御祓を献上したとする。宝暦頃の覚書でも、一四、五年以前から甲府勤番屋敷へ祈禱の祓いを献上していたとある。近世初期の動向は不明であるが、甲斐国が幕領となり甲府勤番支配が置かれるにもなって、祈禱の祓を献上するようになったのであろう。ただし、覚書では矢崎淡路という者が勤番屋敷へ年礼に行っていたとし、さらにはその際にどのような装束を着ていたのかもわからないという。装束について確実なことは、柴田日向守（山手勤番支配、宝暦元々七年）の時に、御用筋で屋敷に伺った吉田出羽が土御門家支配であったことにより、上下帯刀で参上することを許されて以後、それが先例になったとする。

小笠原村には、元文元年（一七三六）には吉田、矢崎などを名乗る陰陽師が一軒存在していた。因由書や覚書などの内容を踏まえると、一八世紀初頭までの陰陽師の動向は不確かな部分が多いが、享保期には勤番支配に御祓などの献上を行う存在であったこと、ただし身分に応じた装束などがあったわけではなく、同時に一つの陰陽師家が出した由緒をもっていたわけでもなかったことになる。さらにこの頃の出羽をはじめとする陰陽師は、年貢地に居住し、番役などを勤め、宗盲人別帳を代官所へ提出し、吟味の際には白洲に出るといふ、百姓と変わらない存在であった。他方、陰陽師としての職分は、一八世紀半ばの吉田出羽の場合、五穀成就の祈禱、夏至の神事（午之刻一刻）、冬至の神事、五行祭三段の行事（夏至の後二夜三日）、役所への祓献上、月待・日待祈禱、元日・五節句の礼、八朔礼、占考などであった。それぞれの具体的な内容は不明であるものの、祈禱を

中心とした多様な職分を担っていたのである。

では、本稿で取り上げる吉田出羽について触れておきたい。宝暦四年（一七五四）に、出羽は甲府西一條町雨宮弥右衛門を通じて金一〇〇疋を土御門役所へ納めている。この時、乙黒村（現山梨県中央市）の細田左膳も白銀五両を一緒に納めていた<sup>10)</sup>。細田左膳は出羽の門弟であり、その後出羽の婿養子となった人物である。出羽が「出羽」という受領名を名乗り、巨摩一郡の小頭役および甲斐一國の惣押役を土御門家から任じられたのはこの宝暦四年であった。雨宮弥右衛門を通じて土御門家へ納められた金子は、受領名などに対する礼金と思われる。ちなみに、雨宮弥右衛門の倅は宝暦一三年に吉田出羽の娘と夫婦になり、千塚村（現山梨県甲府市）の陰陽師の遺跡を継いで雨宮主計として活動していた。甲府と小笠原村、千塚村および乙黒村の陰陽師は、師弟関係・血縁関係とも一体のものとして存在していたことになる。この頃には、職分を同じくする者同士が地域的なネットワークを築いていたのである。

## 2章 明和期の争論にみる村と陰陽師

### 1節 争論の発端

明和六年（一七六九）、出羽は村方長百姓藤右衛門を相手取る訴訟を起こした。事の起りは出羽に対する小作金の未払いであった。出羽は小笠原村に居住していたが、出羽が所持する二〇石余りの田畑は下宮地村内にあり、「私儀神職故」それらの大半を小笠原村の百姓を下作人として耕作させていた。ところが去亥年より下作人が一切下作金を納めなくなったとして、上飯田代官所に訴え出たのである。代官所から名主の奥印をとって願い出るように命じられた出羽は、名主から奥印をもらい再度願い上げた。ただし出羽が陰陽師であったことから、その対応に役所も困惑したのである。役人は出羽に奥印を取る例があるのかを尋ね、さらに出羽の謂れを書付で出すように命じた。出羽は、一七年以前に「京都 土御門殿より巨摩一郡之小頭役一國之惣押」を仰せ付けられたことにより「当国二者私頭者無御座、右御本所江申達候者遠國之義二御座候、殊二先之御役所江茂右之段申上、私一判二而願来り候間、何分御取上御吟味奉願上候」<sup>11)</sup>との口上書を証拠書類とともに役所に提出した。出羽は自らが巨摩一郡の小頭役と一國の惣押を土御門家から仰せ付けられていることを理由に、奥印なく一判で願書を差し上げてきたと述べたのである。代官所では、これに基づき出羽一判の願によって未進人たちに指紙を出した。

これに対し、村方から①出羽の小作未進金願いを一判で取り上げるのは村方の作法が立たず迷惑であること、②ことに陰陽師は古来より卑賤（下背）の者であり、百姓と同席できないのは、**右衛門（穢多頭彈左衛門）**

支配にて穢多同様のものであること、③出羽の免許は、同職の山梨郡後屋敷村三富伯耆に聞いたところ謀書謀判であるとのこと、という訴えが出された。

村方にとっては、まずは①出羽の願いが一判で役所に聞き届けられたことが大きな問題であった。役所は小作未進願を一判で済ますことは迷惑であると村方から申し出があったので、出羽に未進人への指紙を村方から直に請け取り、役所に返上するように命じた。しかたなく出羽の倅文蔵が代人として指紙を請け取りに行ったところ、当時村方名主であった藤右衛門が「心得違致一判二而願仕候段請取江書添候様二」<sup>12)</sup>申し付けたが、出羽は心得違はないので納得できないと請取書を差し出さなかった。それに対し、文蔵の読書師範である中郡筋布施村（現山梨県中央市）の三井平馬という浪人が再三にわたって説得したため、出羽は心得違いの文言を記した請取書を文蔵に持たせ名主に差し出した。

ところが、文蔵は名主に無腰（帯刀をしない）で来なければ指紙は渡さないと言われ、仕方なく無腰で行ったところ、今度は請取書から「吉田出羽」の苗字を除くようにいわれ、苗字を除いて差し出した。その際、名主は文蔵に、今後「上下帯刀又者羽織袴等も不相成候、百姓之出会も無腰二而相勤、書面等も苗字無用」<sup>13)</sup>と申し付けた。名主はこの争論を機に、④出羽の上下帯刀、羽織袴、苗字の使用禁止を命じたのである。

①④は出羽の身分に関わる特権について、②は陰陽師が下背の者であるかどうか、③は陰陽師仲間との関係が論点になっている。以後、出羽は当時名主であった長百姓藤右衛門を相手取り、安永七年（一七七八）に至るまで一〇年にわたって争論を続けていくことになる。なお、吟味は上飯田代官所で行われたが、出羽は明和七年（一七七〇）に神社奉行所へも願い出ている。しかしすぐに上飯田代官所に差し戻され、決着しがたければ再び上京するよう命じられた。基本的には村方に関わる訴訟として代官所で吟味が行われたが、出羽の職分に関わる場合には神社奉行所での吟味となることもあった。

### 2節 名主と小作金未進

まず、争論の相手となった長百姓金丸藤右衛門の状況から検討しておきたい。元文二年（一七三七）の小笠原村の家数は一七九軒八三一人であり、このうち長百姓が六軒、本百姓一三五軒、水呑百姓が三八軒であった。名主役は長百姓七人のうち六人が年番で勤めていた<sup>14)</sup>。出羽と藤右衛門が争論を続けていた明和期には、年番名主と五人の村役人、二四人の組頭がいた。

この一連の訴訟において、出羽は一貫して藤右衛門のみを相手とした。すべては藤右衛門が「意趣」をもって「一存」で行っていると主張し、藤

右衛門の「我意」を批判した。それに対し、藤右衛門は出羽の上下などを差し押さえたのは、村方と相談のうえであり、一存ではないと主張した。明和七年（一七七〇）一〇月の吟味で、出羽は「藤右衛門義者村方二而小百姓者不及申上、長百姓迄藤右衛門申出候義二付違背仕候者吾人も無御座」とし、証拠を出すように命じられたけれども、私が所持する証拠を出しては「五人之村役人不及申上、式拾四人之組頭迄難義二」なるので、村役人と組頭を直接吟味してほしいと代官所へ願い上げた。藤右衛門が長百姓のなかでも格段に力を持っていたことともに、出羽が他の長百姓や組頭へ配慮していたこともわかる。出羽は村方全体を訴訟相手にするつもりはなかったのである。

出羽によれば、藤右衛門の祖父は今諏訪（現山梨県南アルプス市）からの「来たり者」で、「算筆斎達者」であり、村内に算筆斎がよくできる者がいなかったため村役人に取り立てたという。藤右衛門の家は三代であり、小笠原村に居住する年数は六、七〇年の百姓身分であるとする。出羽の主張にしたがえば、藤右衛門の祖父は元禄から宝永頃に小笠原村にやってきた者であったが、その才覚により、長百姓となり名主も勤める立場になったということになる。

藤右衛門が出羽ら陰陽師に対して行った「不法」は寛延頃から認められるが（後述）、それは徐々に実力行使に及んでいった。宝暦七年（一七五七）、出羽が長屋を普請し出格子を付けたことに端を発し、村内の若者一人をはじめ三〇人ほどが出羽の屋敷に踏み込んで狼藉を働き、庭には見物も含め四〇〇人ほどが群集するという事件があった。出羽はこの狼藉は武平治（藤右衛門親、あるいは本人）が主導したものとみている。この時出羽はこのような狼藉がはじまったのは四年以前と述べていることから、ちょうど出羽が土御門家から許状をもらった宝暦四年になる。土御門家から許状を取得して村内で特別な地位を得た出羽と、新興の家でありながら村内で大きな勢力を誇るようになっていた藤右衛門が対立したということであろう。

出羽の村内における立場は、経済的な面からも考察しなければならぬ。元文二年（一七三七）の小笠原村の高は四九七石四斗余であるが、町場だったためであるうか、入作が二石四斗余、出作が一八三石六斗余あった<sup>16</sup>。百姓家ごとの所持高は不明であるが、出作を含めた村高を高持一五四人で単純に割ると、平均一五石余となる。出羽は二〇石の土地を隣村下宮地に所持し、小笠原村内には九斗余の畑を所持していた。前者は下作地、後者は自作地であった。小笠原村は二毛作を基本とし、木綿・たばこを売り出して年貢を上納し、農間に男は塩・茶・青物商い、女は木綿を仕業としていた<sup>17</sup>。出羽も自宅前に茶園を作り、帯作りのための玉蜀黍などを植えており、農間稼ぎの商売もしていたのではないかと思われる。訴訟の中で

は触れられていないが、質地証文をみると、出羽は下宮地村以外にも土地を若干所持していたようであり、これに陰陽師としての職分から得た収益を加えると、経済的に裕福な階層に属していたと思われる。

出羽が所持する下宮地村の出作地で小作金を未進していた百姓は、いずれも小笠原村の者であった。出羽は彼らが小作金を納めないのも、藤右衛門の腰押であるとし、下作金を滞らせることよって藤右衛門が出羽の田畑はもちろん屋敷までも捨てさせようとしたのであると推測している。小作人の吟味書がないため真相は不明であるが、明和五年（一七六八）の下作人七名分の未進金が甲金一兩一分二朱、翌八年から安永元年（一七七二）では下作人一名分の未進金が甲金一六兩一分、安永二年は下作人一七名分の未進金が甲金一四兩二朱となっている。このような状況の中で、安永元年に出羽は年貢未進となり、二〇石のうち五石余を質に入れて金子を工面することになった<sup>18</sup>。明和三年から安永七年二月までの最終的な下作未進金の総額は、甲金一兩二分三朱五厘であった<sup>19</sup>。争論の影響で村方から出羽に職分を頼る者がいなくなったことや、訴訟の費用も嵩んでいたことなどを考えると、この間に出羽の経済基盤は脆弱なものになっていったのではないかと思われる。

### 3節 偽文書と「下背」

次に、陰陽師を藤右衛門が「下背」と言ったことについて考えてみたい。この争論の中で、村方の番人をしてた穢多が所持する「御守」が問題となった。それは武田信玄の龍朱印が押された文書であった<sup>20</sup>。

一 此度信州戸石合戦二付御用金指上候、依之式拾八職之者可下達御朱印被下置忠節之旨被 仰出之者也、下知仍而如件

永録、式年未二月十一日（龍朱印）

右奉之

右御朱印無相違者也

高橋源太郎

二月日（龍朱印）

右事

一 髪結、牢番、配当、陰陽師、猿楽、具足師、塗師、瓦師、辻盲目、仏師、猿舞、笠縫、辻帯、鉢叩、弓絃師、石切、山守、壺師、青染師、壺立師、関守、金堀、輿作、筆師、墨師、渡守、傾城、傀儡師

戸石合戦とは、天文一九年（一五五〇）に武田信玄と村上義清が信濃国戸石城（現長野県上田市）で戦ったことを指すと思われる。この時、高橋源太郎が御用金を差し上げたことに対し、信玄が髪結以下の二八職の者たちを下達するよう命じたものである。

出羽が色々な手段でこの文書の吟味をしたところ、小笠原村には信玄の「似御判」で感状を拵える忠治郎という者がいることを知る。忠治郎に聞いたところ、穢多が所持している朱印は五年以前に自分が拵えて売ったものであると白状した。忠次郎は、穢多が所持する信玄の判物は近年さる方より頼まれ認められたものであり本書ではないとの一札を出羽に出し、今後のために合印として印鑑も渡している。出羽は、この朱印は六年以前に出羽が「京都之御威光を以格式二而村入仕候」ことを妬み、長百姓共が代金を出して拵えさせ、穢多に所持させておいたと聞いているが、いまだ証拠がないので確かには申し上げられないとした。出羽が京都から帰国した際に冠日傘などをさし、四、五〇人の出迎えで村入りした事（後述）が原因で、長百姓たちの反発を買ったというのである。長百姓にとって、出羽の行方は村の秩序を乱すものと認識されたのであろう。

忠次郎が作成した文書は、長吏（穢多）弾左衛門が支配するという職種を書きあげた、いわゆる「河原巻物」を戸石合戦と結びつけ、そこに武田信玄の権威を付与させたものである。二八職の中に陰陽師が記されていることから、陰陽師を穢多の配下と位置付け、陰陽師が「下背」であることの根拠にしようとしたのであろう。甲斐国では、武田氏に関わる偽文書が多いことで有名である。小笠原村に武田の似判をもって偽文書をつくる者がいたこと自体興味深い。偽文書は自らの権利を主張するために用いられるだけでなく、このように他者の権利を侵害するためにも用いられたのである。

藤右衛門は吟味の中で、陰陽師を「下背之者」あるいは「穢多之手下」と言ったことはない主張しているが、出羽は藤右衛門が出羽に恨みがあるために、このような巧みを次々におこなっていると主張した。恨みとは柴間小物成場所の新田化をめぐるもめごとのようだが、詳しくは分からない。ただし、一〇年程前から出羽ら陰陽師と藤右衛門との間で、「下背」をめぐる確執が生じていた。元文元年（一七三六）まで出羽の仲間が一家あったところ、「松平庄五郎様御川除御手伝之年」（寛延三年、一七四八）に、藤右衛門が人留人足板へ名前を記す際、出羽の仲間を百姓より一字下に書き出し、村中の者へ陰陽師は「下背之者」と申し触らしたという。名主が替った際にそれを削り落とし、百姓と同様に書き出したが、また藤右衛門が名主役になった際に紙を貼り、仲間の名を一字下に書き、村中大小百姓衆へ「下背之者」と申し触らしたとする。これより以後藤右衛門の腰押しで村方若者が出羽らに悪口し、その上出羽に不埒狼藉を行ったという。この一件はいったん内済したものの、再び巧みをもって申し触らしたと言っているのである。この「下背」ということに対する、出羽の主張は明確である<sup>(2)</sup>。

当時相勤候者有之候而も、江戸表八太夫甲府小頭田中式部此者帳面二入者仏市、陰陽師帳面二入候得者陰陽師、扱百姓之内二も乞食仕候者所々二何人も有之候、然共江戸車善七甲州小頭寺本柳善九郎帳面二入者乞食也、不入候而百姓之人別二候得者御百姓と申者也、然所下背与申上下帯刀苗字指押へ候義、藤右衛門急度御吟味奉願上候

これは仏市（梓神子、後述）に関する出羽の発言であるが、出羽の考えをよく示している。陰陽師のような芸能的宗教者には、それぞれの職分を保障する本所があり、貢納料を支払って職分や装束の免許状を得るとともに、本所から人別把握されていた。出羽は、それを身分の条件としたのである。江戸の八太夫（江戸浅草三社神社神職田村八太夫、神事舞太夫頭）甲府小頭田中式部の帳面に記されているのは仏市、陰陽師の帳面に記されているのは陰陽師、百姓の中に乞食をしている者がいるが、江戸の車善七（非人頭）甲州小頭一本柳善九郎の帳面に記されているのは乞食、そこに記されておらず百姓の人別に記されているのは百姓である、というのである。実態は同様であっても、職分ごとの本所や頭の帳面に記されているか否かによって身分が決まるという認識である。出羽について言えば、陰陽師の本所である土御門家の帳面に記されているので、陰陽師であり、穢多の配下ではない、つまり下背ではないということになる。

その一方で、宗盲人別帳という点からいうと、当地の陰陽師は百姓と同一の宗盲人別帳に記され、代官所に提出されていた。出羽をはじめ、陰陽師といえども百姓と同様の人別帳の扱いであったのである。出羽はこの争論の中で、神職が五〇年以前、修験が二〇年以前から村方の宗盲人別帳から別れ、一紙で寺社奉行所に宗盲人別帳を提出していることを挙げ、陰陽師も同様の対応にしてほしいと願っている。そしてこの願いは、以後何年にもわたって繰り返されていくことになるのである。

#### 4節 上下帯刀と村秩序

藤右衛門は、出羽の上下帯刀、羽織袴、苗字使用を禁じようとしていた。出羽は、一七年以前に「出羽」となつてから村方年始は羽織袴帯刀にて勤めてきたが、六年以前（明和二年）からは上下帯刀で勤め、名主への年礼も同様に勤めてきたと主張した。土御門家の門下となった陰陽師は、所望すれば、呼名・装束・帯刀などを得ることができた<sup>(2)</sup>。宝暦四年（一七五四）に土御門家から出羽という受領名を得て以降、出羽は陰陽師としての特権を願ひ上げていったのであろう。前節で述べた六年以前に出羽が「京都之御威光を以格式二而村入」りしたというのは、上下帯刀を土御門家から許可されたことを示すものと思われる。このほか、出羽は馬駕籠を利用し、「吉田」という苗字を公の場で使い、吟味の際には縁あるいは置縁に差し

置かれるという待遇になっていた。

藤右衛門は、上下帯刀や馬駕籠の使用を村方惣百姓の相談で差し押さえたというが、出羽は藤右衛門の一存で差し押さえた主張した。藤右衛門は、出羽は村方が支配してきた者であり、人別帳面もあるので、上下帯刀や馬駕籠を禁止したと述べている。藤右衛門は、あくまでも出羽を百姓同様の扱いにしようとしたのである。これは出羽の特権が百姓のあり方から逸脱していると認識していたからである。

ただし、村役人五人と組頭二四人の見解は、藤右衛門とは異なるものであった。彼らによれば、寄合の席で相談したのは「名主所へ御公用之節者上下帯刀二而罷出候義者無用与差押」えたのであり、「此已後共二出羽如何様帯刀上下等着用仕候共申分一切無御座」という。出羽によれば、名主元へ公用で出かける際は上下帯刀で行く謂れはなく、職分または諸礼などの際は上下帯刀を着用するところ、名主役であった藤右衛門が正月元日また五節句の諸礼を百姓同様に勤めるように申し付けたので訴えたのであり、長百姓と組頭が右のように答えた上は一切申し分ないとした。藤右衛門は全ての場面における出羽の上下帯刀を否定しようとしたが、長百姓や組頭は出羽が陰陽師としての職分や諸礼を勤める際には上下帯刀を着用することを認めていたのである。これは安永七年に寺社奉行の内寄合による仰せ渡しにおいて、村用に際し上下の着用と帯刀をしないという形で確認されている<sup>(23)</sup>。

差上申一札之事

小笠原村陰陽師吉田出羽儀、同村名主藤右衛門を相手取職分に差障旨申立、先御代官様御役所にて御札之上御差出罷成候に付、一件再応為逐吟味候処、無証拠申争ひは双方共御取用難成、吉村権頭御札之上、土御門家家用<sup>(24)</sup>へ懸合候処、出羽申立候通巨摩一郡之小頭并甲州一ヶ国惣押役被申付候段無相違由申上候上は、其通相心得、日用は格別、村用に上下着用帯刀之儀不致諸事百姓同様相心得、村方仕来之通いたし、祈願は帰依次第之儀に付、祓等押而配問敷旨被仰渡候

右之通、今日御内寄合於御列席被仰渡、一同承知奉畏候、若相背候は、御科可被仰付候、為後日御請文差上申処如件

関川庄五郎御代官所  
甲州巨摩郡小笠原村

陰陽師

吉田出羽煩二付代俸

安永七戌年四月

同村

訴訟人 吉田隼人

名主藤右衛門煩二付代俸  
相手方 千蔵

同村

陰陽師 吉田左近

吉田大和

吉田出雲

矢崎和泉

右四人惣代

田安領知

同山梨郡西後屋敷村

陰陽師 三宮<sup>(25)</sup> 丹宮

寺社御奉行所

請書には、文中にもある土御門家触頭吉村権頭（病氣により代・那河川弾正）の奥印も添えられた。寺社奉行は、出羽が巨摩一郡の小頭かつ甲斐一國惣押役であることを認めたと、上下帯刀についての見解を示した。ただし、この文面では、陰陽師という職分によって上下帯刀が認められたというよりも、「村方仕来」を重視し、上下帯刀の着用を制限しているようにも読める。畿内の陰陽師歴代組を検討した梅田千尋は、陰陽師の帯刀が神事の際の祭場という場に限り許されたことを指摘し、陰陽師が日常的に帯刀することは地域社会においては困難であり、「同じ村落共同体の成員として、百姓とは異なる基準を村の日常に持ち込むことは、ついでにきなかつた」とした<sup>(26)</sup>。これに照らせば、限定的に見える上下帯刀の許可は、出羽にとっては十分な結果であったことになろう。

3章 陰陽師仲間と吉田出羽

1節 西後屋敷村陰陽師との関係

出羽は村方長百姓藤右衛門と対立してはいただけでなく、同職の者とも対立していた。山梨郡西後屋敷村（現山梨県山梨市）の三富伯耆である。伯耆は争論の中で、出羽の所持する土御門家の免許状を謀書謀判であると主張した。土御門家の免許状は、出羽にとって自らの職分を保障する重要な証文であった。出羽は陰陽師であることによって役所での吟味の際に縁側に置かれたが、明和六年（一七六九）七月の吟味の際には百姓並に白洲に置かれていた。このことを出羽は伯耆が土御門家からの免許状を謀書謀判と言ったためとみている。あるいは村内で一人も職分を頼る者がいなくなったのも、謀書謀判と申し触らしたためであるとする。では、なぜ伯耆

は出羽の免許状を謀書謀判と言ったのであろうか。

出羽が土御門家に許状を願ひ上げた際の甲斐国陰陽師小頭は、三富伯耆であった。伯耆は土御門家への許状を願ひ上げる際に添状を出す役を担っていたが、出羽の許状願ひに対して添状を出さなかった。そこで出羽は土御門家に父親の免許を提示し、子細を述べて許状を得たのである。伯耆からすれば、小頭を通さずに得た許状は正當なものではないと理解し、謀書謀判と主張したのであろう。それは小頭である伯耆の権限をないがしろにする行為であったからである。この時、本所である土御門家は添状のない出羽の願ひを聞き届けなければ、甲斐国の陰陽師の数が減少していることや、本所への注進が少ないことなどへの不満から、伯耆を「みくち(未熟)故万事御せいとう(政道)みたり(妄り)」<sup>(28)</sup>であるとし、以後、出羽に甲斐国の小頭役を申し付けるとした。出羽は伯耆とは「のかれぬ中」であるので、心を合わせ一身に「御政道相守、万事御注進事」をするとしたが、土御門家は出羽の居所である小笠原村と伯耆の居所である西後屋敷村が離れていることを理由に、出羽を巨摩一郡の小頭役に任じ、江戸表にいた関八州小頭役菊川権頭の廻下にしたのである。伯耆にとってみれば、出羽によって自らの小頭としての立場を侵害されたことになる。

伯耆がいつから土御門家の配下となり、小頭として活動していたのか明らかではないが、貢納料の取り集めや梓神子の取り締り(後述)などに積極的でなかったことは確かである。土御門家にとってみれば、伯耆は自らの言いつけを守らない面倒な存在であった。伯耆は甲斐国内でいち早く土御門家の門下になったと思われるが<sup>(29)</sup>、それは土御門家が同国の陰陽師支配に乗り出す以前から同地の有力な陰陽師であったためであり、ゆえに土御門家に対して比較的自立的な態度をとっていたものと思われる。それに対し、出羽は積極的に土御門家の配下獲得に努めようとしていた。宝曆一二年(一七六二)頃かと思われるが、出羽は土御門家に対して「御本所様誠二吟味被為成候八、御門下筋之者共并万歳職・神市之類不残相立候八、凡弍百人も可有御座与奉存候」<sup>(30)</sup>と述べている。土御門家は万歳や神市(巫女)の免許状も出していたことから、出羽は巨摩郡の小頭・一國の惣押役として、さらなる門下の拡大を計ろうとしていたのである。先にも述べたように、出羽はもともと小笠原村の陰陽師のなかでも突出した家ではなかった。だからこそ、土御門家の意向を忠実に実行し、それによって地域への影響力を拡大しようとしたのではないだろうか。

梅田千尋によれば、宝曆から天明期は、土御門家が陰陽師支配の強化を志向した時期であるという<sup>(31)</sup>。土御門家の甲斐国への支配の強化が、吉田出羽への巨摩一郡の小頭役任命の背景にあったものと考えられる。ただしそれは出羽と伯耆そして国内の陰陽師との間に確執を生むものであった。

## 2節 村内陰陽師との関係

出羽は伯耆のみならず、小笠原村内の仲間である吉田出雲・矢崎和泉・吉田左近とも対立した。出羽は彼らが藤右衛門と馴れ合っていると主張したが、出雲・和泉はそのようなことはないと言った。また藤右衛門が陰陽師は「穢多同様の下背之者」と言い触らしていることについても、出雲らはそのようなことは聞いていないと否定した。さらに出羽は巨摩一郡の小頭役・一國の惣押役を土御門殿より仰せ付けられ、御門下の者共を支配してきたと主張したが、出雲と和泉は、出羽の頭役のこととはこれまで「前後不存、何二而も出羽方より職分一件之支配請来不申」<sup>(32)</sup>として、出羽の頭役と支配を否定した。出羽は村内の陰陽師らが藤右衛門と馴れ合っているのは、藤右衛門に違背すると村に居住しにくくなるためであると述べているが、陰陽師側には積極的な意図があったと思われる。そうでなければ、陰陽師を卑しめるような言動を行っている藤右衛門へ同調することはないのであろう。先にも述べたように、もともと出羽と出雲や和泉は陰陽師として対等な関係にあったと思われる。しかし出羽が小頭として台頭していくなかで、反発を強めていったのではないだろうか。

なかでも出羽が土御門家の意向を強力に反映させようとしていたことが原因の一つと考えられる。陰陽師にとって土御門家の支配は、経済的な負担を強いるものであった。小頭としての出羽の役割は、土御門家門下の陰陽師から貢納料を取り集め、上納することであった。出羽は貢納料の上納を再三にわたり申し付けているが、出雲たちは村役を勤めているので、さらに本所へ役銀を差上げることができないと主張した。つまり村役のほか土御門家への貢納料を納めるとすれば、陰陽師にとって二重の役負担になるというのである。

これにたいして、出羽は村方に諸役の免除を願ひあげている。陰陽師は「御公儀様御用者勿論、村方諸役人足并十一月より三月迄壹月三度宛昼夜之番等村方一給二相勤」<sup>(33)</sup>と述べているが、古例では京都から免許を頂戴した者は右の役を除いてくださったと聞いているので、同様に願ひ上げたいと村方に無心した。その他、村方人足などにおいて、陰陽師には無賃の御用ばかりを命じていることについても迷惑であると述べている。殊に私(出羽)は近年本所から一郡の小頭役・一國の惣押役を仰せ付けられているので、<sup>(34)</sup>「三村渡世一引当、御公儀様御用并御村方諸役共(二勤兼)」<sup>(35)</sup>なること、については私に順じる職分の者も無役にしてほしいと願ひ上げた。そこであれば、毎年四節に当村安全五穀成就の御祈禱を勤め守札を進上する旨の願書を出している。ところが、村方からは願書中に「不得其意文言」があるのだと吟味できないとの返答であった。そこで役所に吟味を願ひ上げたが、役所からは年貢地に住居しているながら無役の願ひを出すのは不届きであり、願書を申し下げないようにと命じられた。その際、不埒の願ひである

ことを書き加えることも命じられている。村役の免除という出羽の願いは聞き入れられず、村方においては百姓同様に村役を勤め、陰陽師としては土御門家に貢納料を納めなくてはならなかった。出羽は陰陽師たちの負担を軽減することはできず、逆に土御門家への貢納料を徹底することによって、より反発を招いたのである。

### 3節 巫女との関係

貢納料の取り集めのほかに、出羽と陰陽師が対立した原因は、巫女であった。明和七年（一七七〇）に出羽は次のように述べている<sup>32)</sup>。

此方陰陽道二無之女職いたし候面々有之ニ付、段々御政道申聞候得共承知不仕候故、きひしく指押へ候所、出雲・和泉者不申及、甲斐国中御門下之内、右職分仕候者共不残相止メ申候、其後巫女職分相勤候者共江申聞候者、其人々之身分相応ニ御本所様江御免許頂戴仕り、亦者御帳入成共仕候而巫女職分相勤させ候様ニ、先年より申聞候所、巨摩一郡之者共計何分承知不仕候間、四年以前亥年、此義二付きひしく指押へ候所ニ、出雲・和泉宅江寄合、伯耆・丹宮と相談いたし、其外之仲間拾四人指加へ、はちぶ致候由、伯耆方より相断、其上狼藉夜々致候

陰陽道に無い女職をしている者があるので、政道を申し聞かせたが承知しなかったので、厳しく差し押さえたところ、甲斐国中の門下の者は残らずその職分を止めたという。その後、巫女職分を勤める者へ、身分に応じ本所から免許を頂戴し、帳入れをして職分を勤めさせるように言ったが、巨摩一郡の者が承知しなかったため、四年前から厳しく差し押さえたところ、（小笠原村の）出雲・和泉の家に寄り合い、（西後屋敷村の）伯耆・丹宮と相談し、仲間一人を加えて出羽を八分にし、その上狼藉を行ったという。この後、出羽は江戸へ行き京都の使者が下向した際に願書を差し出すという、二人の者が巫女職分の免許・帳入を京都に願い上げたが、出雲はそれを願わなかった。しかも乙黒村の細田内膳と細田民部の二人は、出雲が内膳の婿となったので四年以来貢納料を上納せず、また巫女職の免許も三人とも見合わせて、無本所で勤めさせていると述べている。

では、陰陽道に無い女職、巫女職分とは何であろうか。争論の際、藤右衛門は役所の吟味において、「何之者共（陰陽師）」は「先年より妻者仏市あがた神子仕候故、私共支配致来り候<sup>33)</sup>」と述べている。出羽は、百姓の身分で陰陽師を支配してきたというのは不届き千万としながらも、仏市については間違いないとする。このことにつき、陰陽師は小笠原村に「七百六拾何年」も住んでいたので、その間「七変八はけ（化）」してき

たが、それは百姓の身の上でも買人の身の上でも、役人の身の上でもあることではないかと前置きしたうえで、仲間のうちには今日暮しかねる者が所々に何人もあり、「大酒をのみかすみそあけ」、また職分は無筆ゆえにできず、縁組等をしたくても誰も娘をくれないが、「甲斐国江者先年より六月二人候得者、信州より数百人之仏市入込職分仕候、右之者共彼之仏市与馴合、つい夫婦与成而右之職仕候者所々ニ有之<sup>34)</sup>」という。ただし、一七年以前に京都から甲斐国の陰陽師は猥であるので、出羽に「御政道」を仰せ付けられ、そのような者を吟味したので、一七年このかた「土御門殿御門下陰陽師・万歳職分之内ニ仏市仕候者者言人も只今ニ而者無御座候<sup>35)</sup>」という。

仏市というのは、死者の口降ろしをおこなう梓神子（縣神子）のことである。陰陽師と一緒に書き上げられる神子は「巫女」とも「神市」とも記されていることから、仏市とは明確に区分されていた。そして土御門家は配下の陰陽師らが梓神子と関わることを厳しく禁じていた<sup>36)</sup>。陰陽道が天社神道と称して神道色を濃くしていたことや、梓神子が神事舞太夫の本所である田村八太夫の免許による職分であったことなどによるものである。そのため土御門家の小頭となった吉田出羽は「御政道」として仏市の取締りを行ったのである。つまり、土御門家配下の陰陽師や万歳のものにいた仏市の職分を止めさせたのである。

この仏市について、さらに藤右衛門は出羽の組の内にいた九兵衛について尋ねている。人別帳面に「九兵衛抱之さん」という女があるが、その生所誰の娘かを聞きたいというのである。出羽が言っには、さんは信州より兄弟二人で仏市職分に来た者で、妹は乙黒村「石体之者」と夫婦になり、さんは悪女ゆへ誰とも夫婦にならず、この方の仲間の九兵衛が暮しかねていたので、さんを抱にして仏市をしていたという。その後、九兵衛の娘四人全てが仏市の職分を勤めていたが、一七年前に差し押さえたので、これを意趣に思い、矢崎和泉・吉田出雲・同佐近、乙黒村細田能登の四人が、出羽一人をよろしくない者と京都へ申し上げたとする。

九兵衛のような俗名の者は、土御門家の門下になっていない仲間（組の内）ということになる。出羽のいう貧しく無筆の者をはじめ、多くの陰陽師の生計を成り立たせていたのが仏市であった。そして仏市は、陰陽師や万歳の妻子、あるいは抱であった。しかし仏市は土御門家から禁じられた職分であったため、出羽はそれを厳しく差し押さえ、それが陰陽師たちの反発を招いたのである。しかも巫女の職分を行うのであれば、土御門家への貢納料と帳入が必要となり、経済的な負担となることも陰陽師たちの反発をひきおこしたと思われる。そこで出雲たちのように、無免許で巫女を勤めさせる者もいたのである。時期は若干下るが、乙黒村と二日市場村（現甲府市）の陰陽師と巫女の貢納料を表にした【表2】。【表1】と比べ、



【表2】乙黒村・二日市場村陰陽師貢納料覚（天明頃）

村名	陰陽師名	貢納料
乙黒村	細田豊[後]	巫女共二 銀5匁 外2匁5分
乙黒村	細田[宇津次]	巫女共二 銀5匁 外1匁2分5厘 年番役二付
乙黒村	細田[ ]	[ ]分巫女共二 銀5匁 外2匁5分
乙黒村	吉田磯五[郎]	松五郎共二 銀2匁5分 外2匁5分
乙黒村	細田[ ]	銀2匁5分
乙黒村	細田藤[蔵]	200文 職分一円無御座候へ共為冥[加]御菓子代奉献上候
二日市場村	深田利右[衛門]	銀5匁 外2匁5分
二日市場村	政五郎妻巫[女]	銀5匁
二日市場村	同人倅去冬頂戴海瀬信[濃]	銀5匁 2匁5分
例年御貢納金并御祝儀共二 甲金1分・文金1分・銭1貫882文		

[ ]欠損、一部他の史料より推定  
堀田家文書329より作成

二日市場村の博士・巫女数が少ないのは、貢納料や巫女の取締りの影響かどうか、検討の余地がある。

ところで、出羽が六月に入ると信州から仏市が数百人ほど甲斐国にやってきて、陰陽師と「つい夫婦」になってしまふと述べていることについて考えておきたい。信州東部には赤津村（現長野県東御市）をはじめとする梓神子の拠点があり、神事舞太夫とともに東日本各地を廻村していた。享保期頃（一八世紀前半）の甲斐国の人口は、総数二二万四四〇〇人、男一萬二〇八七人のうち五〇五一人が「僧・社人・山伏・行人・博士・力者・祝部・舞々・笠縫・猿引」であった。女は一一万二〇九人のうち二〇三八人が「神子・尼・博士・舞々・笠縫・猿引」とある<sup>37)</sup>。特記された男性のうち、力者・舞々・笠縫・猿引は博士と類似の者たちであり、僧や社人を除いても相当数にのぼると思われる。そしてその妻子あるいは抱えの者が尼を除いた女に対応するとすれば、これも一〇〇〇人を超える数となろう。【表1】に示されたよりも実際には数多くの陰陽師や、それに類す

る者たちがいたとすれば、信州から来たという仏市の数もあながち誇張とは言えないかもしれない。

おわりに

明和六年（一七六九）から一〇年に及ぶ争論は、吉田出羽の下作地における小作金未進に端を発していたが、それは陰陽師としての出羽の身分を問うものであり、村方と陰陽師との関係を確認するものであった。結果、出羽は巨摩一郡の小頭・一国の惣押役であることが確定し、職分を勤める際に上下帯刀を着用することが認められた。

この争論で一つ確認しておきたいことは、小笠原村の長百姓や組頭が出羽の上下帯刀について一程度の理解を示していたことである。安永四年（一七七五）に成立した「小笠原旧事記」<sup>38)</sup>では、村内の地名や旧跡に陰陽師の由緒が記されており、いわば陰陽師の存在が村の由緒につながっていたといえる。村方百姓にとり、村と陰陽師は不可分であり、村の一員として陰陽師の職分を容認していたのではないだろうか。

天明五年（一七八五）になると、出羽は土御門家から「甲斐一國触頭・御吟味役」に任じられる。出羽は実質的に甲斐国陰陽師の頂点に立ったのである。ただし、それは国内の陰陽師との新たな争論につながっていく。近世後期における甲斐国の陰陽師の動向については、稿をあらためて論じたい。

注

- (1) 梅田千尋『近世陰陽道組織の研究』吉川弘文館、二〇〇九年。林淳『近世陰陽道の研究』吉川弘文館、二〇〇五年。
- (2) 『大日本地誌大系 甲斐国志』四巻、雄山閣、一九六八年。
- (3) 『山梨県中巨摩郡大井村堀田家文書』一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センター所蔵。以下、引用部分以外でも、特に断らない限りは同文書からの理解である。また、以下、堀田家文書と略述する。
- (4) 『山梨県史資料叢書 村明細帳 巨摩郡編Ⅲ 山梨 八代郡編補遺 山梨県、二〇〇五年。『甲斐国志』では、穢多について「西郡筋下宮地村 二口十五男七・女八、西郡筋小笠原村清九郎トアル八郎子是ナルベシ、本ト同村ナリト云フ」とある。なお、「村指出明細帳」では、穢多のうち五軒の屋敷が寛文四年（一六六四）以降除地とされている。
- (6) 山本義孝「甲斐国における中世末期の民間陰陽師の足跡」『宗教民俗研究』一四・一五合併号、二〇〇六年。
- (7) 小笠原村の陰陽師のあり方は、山梨郡西後屋敷村の陰陽師と万力筋八幡北村の達八幡宮の関係に極めて類似している（西田かほる「神子」高埜利彦編『近世の身分的周縁 民間に生きる宗教者』吉川弘文館、二〇〇〇年）。
- (8) 堀田家文書、一一四。

- (9) 堀田家文書、四〇一。  
 (10) 堀田家文書、三〇。  
 (11) 堀田家文書、四七。  
 (12) 堀田家文書、四一。  
 (13) 堀田家文書、四一。  
 (14) 注(4)、『村明細帳』。  
 (15) 堀田家文書、四五。  
 (16) 注(4)、『村明細帳』。  
 (17) 注(4)、『村明細帳』。  
 (18) 安永六年の下宮地村名寄帳によれば、出羽は、合一町一畝三分(下畑三反五畝二分・分米二石一斗四合、下畑六反一畝三分)という土地を所持していた(堀田家文書、五五)。  
 (19) 堀田家文書、五九。  
 (20) 堀田家文書、四一。  
 (21) 堀田家文書、四五。  
 (22) 注(1)、梅田前掲書、五八頁。  
 (23) 『甲国律令雑輯』一(『甲斐叢書』七卷、第一書房、一九七四年)。なお読点および( )は筆者加筆。  
 (24) 注(1)、梅田前掲書、一九三頁。  
 (25) 堀田家文書四〇一。  
 (26) 注(1)、梅田前掲書、寛延・宝暦期に土御門家へ参殿・来書の件数を示した表において、甲斐国は西後屋敷村三富伯耆一人のみである。  
 (27) 堀田家文書四〇一。  
 (28) 注(1)、梅田前掲書、四四頁。  
 (29) 堀田家文書四五。  
 (30) 堀田家文書四一。  
 (31) 堀田家文書四一。  
 (32) 堀田家文書四五。  
 (33) 堀田家文書四五。  
 (34) 堀田家文書四五。  
 (35) 堀田家文書四五。  
 (36) 注(1)、林「陰陽師と神事舞太夫の争論」前掲書、梅田前掲書、五三頁など。  
 (37) 『臈乘鈔』(『若尾資料』〇九二、一一二二一、山梨県立博物館所蔵)。  
 (38) 『榊形町誌』榊形町、一九六六年。

〔附記〕本稿は日本学術振興会科研費二五二八四二二六の成果の一部です。

## A Preliminary Study on one *Onmyoji* from Kai-no- kuni During the Latter Half of the Eighteenth Century

---

Kaoru NISHIDA  
Department of International Culture, Faculty of Cultural Policy and Management

Yoshida Dewa was an *Onmyoji* (陰陽師) from Ogasawara Village in Kai Province (now referred to as Minami-Alps City of Yamanashi Prefecture) during the Edo Period. He became a regional leader (*kogashira*) of Koma-gun in 1754. Later in 1769, he brought a suit against Toemon, who had been the former headman (*nanushi*) of Ogasawara Village. This article discusses the social status of the *Onmyoji*, the relationship between the villagers (*murakata*) and the *Onmyoji*, and the social role of Dewa as their *kogashira*, by analyzing what Dewa, Toemon, farmers, and *Onmyoji* groups insisted on in the process of the suit.

